

廃棄物集積所整備事業

◎ 廃棄物集積所整備事業 補助基本額及び補助率

事業の種類	補助対象経費	補助基本額	補助率
廃棄物集積所整備事業	廃棄物集積所整備に要する経費	(1) 箱型のものにあつては容積1m ³ 当たり80,000円を乗じて得られた額 (2) 建築ブロック等で囲まれたものにあつては当該建築ブロック等の施工面積1m ² 当たり8,000円を乗じて得られた額 ただし、800,000円を限度とし事業費が(1)又は(2)により算出された額を超えない場合は当該事業費の額とする。	45%以内

※ ごみ集積所設置場所の整地費用や建替え時の解体費用は、補助の対象となりません。

※ 補助金は申請いただいた町内から順に内容を審査し、交付を決定いたします。補助金は予算の範囲内での交付となりますので、予算がなくなり次第、交付は終了いたします。

※ 申請をいただく前に、補助金を確保しておくことはできませんので、あらかじめご了承ください。

◎ 補助金交付のために提出いただくもの

(1) 交付申請（事業の実施前）

- ① 補助金交付申請書(様式第1号)
- ② 事業の内容及び経費配分、設置場所の位置図(住宅地図の写しなどを貼付してください)
- ③ 施工計画図(集積所の寸法(幅、奥行き、高さ)を明記してください。カタログ等の写し貼付でも可)
- ④ 見積書

(2) 実績報告書（事業の実施後）

- ① 補助事業実績報告書
- ② 事業の内容及び経費の精算書、領収書(領収書を貼付してください)
- ③ 完成写真(集積所を設置した状態で「正面」「側面」から撮影したものを1枚ずつ貼付してください)
- ④ 請求書(「ゆうちょ銀行」の場合は、通帳の写しを添付してください)

〒922-8622

加賀市大聖寺南町ニ 41 番地

加賀市役所 産業振興部環境課

生活環境グループ 電話:72-7885